

愛媛県立新居浜商業高等学校

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報通信機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが安心して充実した高校生活を送れるよう、いじめの未然防止・早期発見・速やかな解決に向けて、愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針に基づき「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ防止対策組織

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として一貫した対応をするために委員会を設置する。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 委員会のメンバー

教頭、人権教育課長、生徒指導課長、生徒指導主事、教務課長、教育相談・保健課長、図書研修課長、進路指導課長、進路指導主事、学年主任、養護教諭、関係教職員（HR担任、部活動顧問等）、その他（必要に応じて、スクールカウンセラー（SC）等の専門家を加える。）

(3) 委員会の役割

- ・いじめ発生時の組織的対応【別紙2】
- ・愛媛県教育委員会及び関係機関との連携
- ・「学校いじめ防止基本方針」の定期的な点検及び改定

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）

であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合の事案対処に的確に取り組むことが必要である。

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑦のようないじめ問題についての認識をもたせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見が難しい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

5 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 現職教育を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切にかつ迅速に対応できる力を養う。
- ② 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、特別活動の推進を図る。
- ③ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- ④ 体罰はもとより、教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑤ 地域や生徒に対し「開かれた学校」づくりを推進することで、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 教職員は、気付きを共有して、生徒の些細な兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- ② いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、事実関係の把握と、いじめに該当するか判断を行う等、組織的に対応する。
- ③ 定期的な「学校生活アンケート」、「いじめアンケート」の実施や、教育相談の充実を図る。
- ④ 担任面談を効果的に利用し、生徒の状況把握に努める。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。場合によっては、特別指導を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー（SC）や警察署等、専門家や関係諸機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育（商業科目内での指導、生徒指導課からの情報発信）の充実を図る。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・年間の欠席日数 30 日を目安とする。

(2) 重大事態の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。本人の気づかないところでいじめが進行することもあり、関係機関との連携が大切である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者による見守り

イ 情報教育の充実

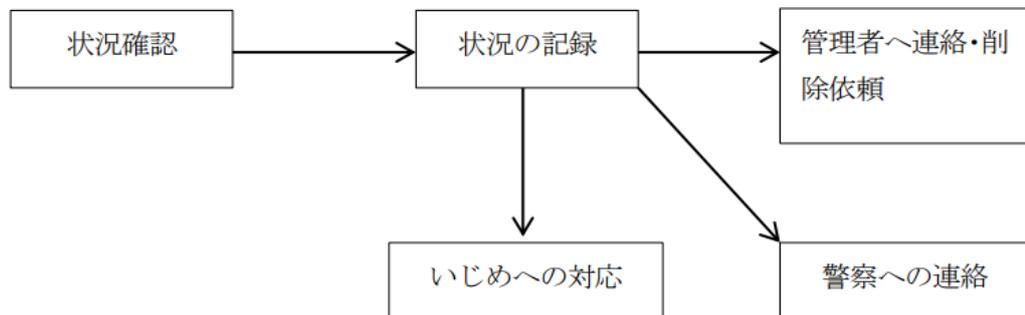
- ・商業科目内での指導等による情報モラル教育の充実

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報

イ 不当な書き込みへの対処



別紙1 いじめ防止プログラム

	ホームルーム	学校
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生オリエンテーション ・人権・同和教育アンケート(1年) ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する生徒情報の共有 ・特別支援教育校内委員会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート① ・人権・同和教育HR活動① 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権 day① (SHR) ・公開授業 ・人権・同和教育学習会 (講演会)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・人権委員会フィールドワーク ・特別支援教育校内研修会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート① 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・人権 day② (SHR) ・人権教育課長講話 (全校朝礼)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート② ・人権・同和教育HR活動研究授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育HR活動② ・非行防止教室 ・保護者懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権映画鑑賞会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育HR活動③(3年) ・いじめアンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権 day③ (SHR)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育HR活動③(1・2年) 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 	

別紙2 いじめ認知時の対応

※重大事態も含む

